**マム介護事業部　D-3**

**介護サービス利用（居宅介護支援）までの流れ{ｈ1}**

**１．相談**

介護サービス利用に対してのご相談をお受けいたします。事業所のケアマネージャーにご相談ください。

※原則、要介護度未認定の方、要介護1～要介護5の認定を受けている方が対象となります。

　　　要支援1～2の方は地域包括支援センターへ引き続きます。

**２．新規申請**

要介護認定を受けておられない場合は新規申請のお手伝いをさせて頂きます。

※介護保険証・かかりつけ医師による主治医意見書等が必要になります。

**３．要介護認定**

介護認定審査会により要介護度が認定されます。申請から認定までに一月程かかります。場合により暫定でサービス利用を進めていきます。

※要支援認定が出ましたら地域包括支援センターへ引き続きます。

**４．居宅介護支援担当調整・利用契約**

事業所にて担当者の選任を行います。また、重要事項の説明をさせていただき、説明内容に同意されましたら、ご利用の契約を交わしていただきます。

**５．アセスメント（ご利用に関しての聞き取り）**

ケアプラン作成にあたり、状況やご意向等の確認をして、必要な介護サービスの相談、検討を行います。その内容をケアプランに反映していきます。

**５．ケアプラン作成**

アセスメントに基づいたケアプランを作成致します。ケアプランに沿って、必要な介護サービスの調整を図ります。

**６．サービス担当者会議**

ご本人、ご家族を含め、ケアプランに挙げた介護サービス事業所とサービス担当者会議をご自宅等で行います。※各事業所と利用契約を交わす事になります。

**７．介護サービス提供**

各介護サービス事業所のサービス提供が開始されます。

※以後、月に一度ご自宅へ訪問しモニタリング（状況等の確認）を実施致します。

※この流れは状況により変更する事がございます。また緊急の場合には状況に応じて対応いたします。

※ご入所についてご不明な点があれば、事業所のケアマネージャーまでお問い合せください。